

岩手県監査委員告示第3号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第42号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年1月5日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 県南広域振興局総務部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年7月2日

イ 本監査実施日 平成27年7月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>行政財産使用料及び公舎料の徴収に当たり、調定すべき金額より少なく調定しているものが1件、5,000円、多く調定しているものが4件、40,517円、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、32,386円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>調定については、チェック表を新たに作成し、複数職員により進捗状況を確認するなど、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>

2(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局経営企画部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年6月24日及び25日

イ 本監査実施日 平成27年7月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>需用費の支出に当たり、完了確認後相当期間経過してから支出しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支出の処理状況の確認については、毎月課内会議を開催し、組織的な管理を行い、適正な事務の執行に努めることとした。</p>